

# 第80回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成30年3月13日(火曜日)

出席議員 (11名)			2番	千 種 和 英
	3番	小 林 裕 和	4番	廣 利 一 志
	5番	竹 内 日 出 夫	6番	石 堂 基
	7番	岡 本 義 次	8番	金 谷 英 志
	9番	山 本 幹 雄		
	11番	石 黒 永 剛		
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	岡 本 安 夫
欠席議員 (3名)	1番	加 古 原 瑞 樹	10番	矢 内 作 夫
	12番	西 岡 正		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 21 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について  
日程第 2. 議案第 22 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 3. 議案第 23 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 4. 議案第 24 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 5. 議案第 25 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 6. 議案第 26 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 7. 議案第 27 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 8. 議案第 28 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 9. 議案第 29 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 10. 議案第 30 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 11. 議案第 31 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 12. 議案第 47 号 佐用町地域福祉計画の策定について  
日程第 13. 議案第 48 号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について  
日程第 14. 議案第 49 号 町有財産の無償貸付けについて（旧栄町公民館土地）  
日程第 15. 議案第 50 号 町有財産の無償譲渡について（旧栄町公民館建物）
- 

午前 09 時 30 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。

先般、中学校の卒業式、皆さん、それぞれご出席されたと思いますけれども、なかなか感動的な卒業式だったと思います。

それから、一昨日あたりから急にこう暖かくなりまして、それでもまだ寒暖の差が激しいということで体調管理には、いろいろと気をつけなければならないころだと思います。

小学校のほうでは、まだ、インフルエンザもはやっているようなので、皆さん、それぞれ気をつけてくれたらなと思います。

そういう中、皆さん、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、矢内議員より入院治療のため、また、加古原議員は病気治療、西岡議員はお孫さんの手術の立ち会いのため、それぞれ欠席届が提出され、受理しております。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 11 までの提案に対する当局の説明は、3 月 6 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論・採決を行います。

---

日程第 1. 議案第 21 号 平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）について

議長（岡本安夫君）　　まず、日程第1、議案第21号、平成29年度佐用町一般会計補正予算案（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　岡本議員。

7番（岡本義次君）　　一般会計の8ページ、町税の法人が2,593万円プラスになっています。

それから、固定資産税の2,767万円。町たばこ税の816万5,000円、これは減ってございますけれども、先だっても説明はあったんですけど、今後の見通しの分に含めて、推移も含めて、どのようになるかということ、今現在のこの減った分との、もう少し詳細な説明をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　税務課長。

税務課長（安東文裕君）　失礼いたします。

まず、法人税の増額についてですけれども、法人税につきましては、その単年ごとの会社決算に基づいて法人税額というのが申告課税という形になってきております。

今年度の法人税の税額、法人税割について、2,593万円の増額ということになっておりますけれども、これにつきましては、平成29年度1社なんですけれども、本当に、今までは100万円程度の法人税割であったんですけれども、決算で約2,000万円とかいうような、1社なんですけれども大きな金額で今年度申告がありました。

それで、していただいたことにより増額させていただいております。

これにつきましては、来年度の予測ですけれども、これにつきましては、幾分、会社の決算でございますので、来年も同じような形になるかと言いますと、ちょっと、それは、はっきりとここでは申し上げることはできません。

それれと、続きまして、固定資産税の増額分なんですけれども、土地につきましては188万円、これは実績収入値による増額ということで、この土地についての見込みというのは、前回の平成30年度予算でも申し上げましたように、3年に一度の評価替え、土地価格が下落しておるということで、土地については、平成30年度については減っていくという形になります。

家屋につきましては、平成29年度676万円の増額見込みということで上げさせていただいておりますけれども、これにつきましては、当初の予算の時に新築軽減というのがあられるわけなんですけれども、それは、新築が3年間は120平米までの固定資産税の評価額が2分の1になるという特例でございます。その分について計上のほうが少な目に見込んでおったということで、平成29年度増額見込みとなることになります。

それから、償却資産なんですけれども、これにつきましては、1,900万円の増額となっております。これは、平成28年度もそうだったんですけれども、太陽光発電の関係が、平成29年度新たに約31件ございまして、それで、調定額といたしまして約2,000万円余りが償却資産で増額となっております。それで、1,903万円の増額と。

今後につきましても、当然、減価償却ですので、年々、償却資産については、下がって

くるわけでございますけれども、ただ、今後、太陽光発電も平成 29 年度の設置分というのは、やっぱり単価の関係もありまして、増えていないということがありますので、今後は会社が設備投資をされない限り、そう増えていかないのではないかなというように思っております。

それから、あとたばこ税でございますけれども、これにつきましては、年々、約 1,000 万円余り下がってきております。これは、禁煙志向といいますか、たばこの喫煙者が減ってきておる。それと、特に、今年度につきましては、電子たばこというのが増えておりまして、それは、通常の紙巻たばこと比べまして、税額も非常に少ないというふうに聞いております。それで、今年度、当初の見込みよりも、約 1,000 万円下がったような形になっております。

たばこ税につきましても、今後、増えていくというのは難しいというふうに考えております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 償却資産が、何で増えたのかなという、ちょっと償却であれば、年々下がっていくという中、やはり今、太陽光の発電で 31 件あって、これらについても新規にならん限りは増えていかないと思うんですけど、やはり償却で目減りしていく中で、来年もこのようなことには、買い取り価格が下がっている以上、多くは望めないと思いますので、下がっていくのかなという気はしております。

たばこについても、今、皆、たばこをあまり吸わない人が増えてきていますので、こういように減っていくのが当然かなと思ったりしております。

それから、ほかの分で、議長言うてもよろしいですか。

議長（岡本安夫君） はい。すぐ出なければ、後で。

7 番（岡本義次君） ふるさとのね…

議長（岡本安夫君） 何ページ？

7 番（岡本義次君） 13 ページ、ふるさと応援寄附金が、これ三角になっていますね。これ 2,500 万円からか、これらについては、もっと増えてきたかなと思ったんですけど、やっぱり縮めてみたら、こんな感じで減ったんですか。そこらへんについて。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） このふるさと佐用応援寄附金につきましては、毎年、全国各地の方から、たくさんのご寄附をいただいております、額的には増えておるんですけども、今年度は、昨年 4 月からインターネットサイト等で寄附の受付を開始しております。

それで、順調に寄附額も伸びておったんですけども、そんな中で、4 月 1 日付で、本来のふるさと納税制度の趣旨に基づく取り扱いを徹底するというので、総務大臣通知で、

お礼品の返礼率を3割以内としないさいという通知が出されました。

この通知に従いまして、10月から返礼率を4割から3割に落としたんですね。これで、ふるさと納税は、その制度の性質上、寄附をすれば控除されるということで、11月から12月の年末にかけての寄附が約6割を占めておったんです。そういう中で、平成29年度もその時期にたくさん来るだろうと思っておったんですけれども、実際に、この10月に返礼率を下げたということで、大きくその伸びが想定を下回るようになってしまったということです。

この返礼率の変更による影響額が顕著にあらわれた結果で、9月補正で6,300万円というふうに見込んでおったんですけれども、1月末現在の寄附金額は約3,660万円ということになっておりますので、このたび補正減額をさせていただいたということでございます。

ただ、昨年度にしますと、かなり伸びているのは確かでございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） まだ、3月31日来ていないんですけれども、今現在、件数としては、何件ぐらいの方が応援してくださっておるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 1月25日現在の数字なんですけれども、件数として2,175件の方からご寄附をいただいております。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） ページ数は5ページの地方債補正で、追加として観光関連施設整備事業ということで、南光にある自然観察村の用地購入に適用するという提案説明の時にあったんですけれども、これに伴うというのか、今回の補正では、歳出の面では特に計上されていないかなと思ったんですけれども、面積であるとか、価格とか、財源で…、それと、施設を整備するということについて、投資されるので、それは、それで評価できるんですけれども、購入する話というか、それは、どういう形で上がってきたんでしょうか。その地域の関係もありますので、ちょっと、そこらへん、全体的なことも含めて、説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 用地のほうの購入でございますけども、この補正予算では購入の予算を歳出のほうで計上させていただいております。

28 ペーシの自然観察村運営費のところの公有財産購入費で 205 万円を計上させていただいております。

面積的には、3,416 平米のほうを、単価 600 円ということで、計上をいたしております。

元々、地元いらっしゃって、赤穂のほうに、今、お住まいの方なんですけど、その方のほうから、キャンプ場の用地として使っていただければいいという話をいただきまして、それで、整備のために購入をするという形になっております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 現地は、そのの今回、整備される場所と合わせて、まだ、残っているところもあると思うんですけど、そこらへんは、計画があるんですか。用地購入とかについてですけど。ありませんか。もう、なければあれなんですけれども。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 同一所有者の方の 4 筆の土地を購入いたします。それ以外につきましては、購入の予定はございません。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 同じ 5 ペーシで、上の繰越明許の補正について、その中で産地パワーアップ事業、当初予算が 4,294 万円繰り越されるということです。この繰り越しの事由ですけど、県の補助金が 680 万円の減額。出でも同額が減額されていますけど、この繰り越しの理由について。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 産地パワーアップ事業につきましては、当初、7 件を予定しておりました。

その中で、この採択要件であります、コスト削減とか収益アップとかいうのがございますが、それで、コスト削減が見込めずに、取りやめになったというのが 3 件ございます。

それから、事業を実施されまして、事業の見積もりとかの関係で減額になったのが 2 件ございます。

個別に金額とかは申し上げたほうがよろしいですか。

8 番（金谷英志君） いや、いいです。

農林振興課長（加藤逸生君） よろしいですか。

それと1件は、採択を受けまして増額になったということでございます。

産地パワーアップにつきましては、7件中5件が取り下げと減額ということで、減少しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 減少していなかったら、その予算は使わないということになるんですけども、継続されていますから、その繰り越される、その理由です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） すみません。申し訳ございません。

これにつきましては、ライスセンターの事業でございまして、採択を受けてから、この受けてからの工事着手ということでございますので、建築というのか、建物の増築と、それから、その後の機械設備の導入ということで繰り越しをさせていただいたということでございます。

8 番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 31 ページの土木費の道路維持費の中で、説明欄にあります 378 万 5,000 円の除雪及び凍結防止剤配布作業委託料ということで、増額になっております。そのものを、たくさん要ったということだろうとは思いますが、ちょっと、内容的に説明お願いできますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） はい、お答えいたします。こちらの除雪のほうなんですけども、通常、300 万円程度、当初、全体合わせて 400 万円程度は置いておるんですけども、今年、

雪が少ないと言いましても1月、2月で、佐用町の北部のほうで雪が降っております。そちらのほうの除雪のほうで対応したのが、約380万円ほどありました。

ですので、一応、今回の除雪の費用としまして、378万5,000円のほうを増額させていただいております。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 自然の天候によって、そういうことが起こるといことで、費用的な面はわかるんですけど、これは、町道に関係するところで、予算には計上されていないんですけど、当然、町内には県道もたくさんあって、県道の除雪について、従来、早く、早朝から出勤時間に間に合うような形で除雪されていたものが、なかなか昼というのか、時間的に遅くなっているとか、いろいろ苦情などもお聞きして、その都度、役場のほうには伝えたりはしたんですけど、そういった委託先の事業者の苦情というか、スムーズに、そういうことが図られるように、作業が進められるように、今回の予算とも合わせて、そこらへんの状況は、改善してほしいとは思いますが、そこらへんは、どんなでしたか。

[建設課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） 確かに、雪が降って、朝、出勤時までにはできればいいんですけども、実際、業者の数が、やっぱり限られておりますし、国道、県道が、まず、最初にといいところがありまして、業者も国道、県道の除雪業者が町道についても同じように作業のほうをしている部分があります。

そういう部分につきましては、国道、県道からあけて、その後、町道のほうに入るといったような状況があります。

中には、町道のみを請け負っている町の業者があります。その分については、早く行けるとは思うんですけども、国道、県道合わせて請け負っている業者については、できるだけ町道のほうも早くしてほしいということは、地元から情報いただいたりして、業者のほうには伝えるんですけども、なかなか、それが間に合わないというような状況はあります。

このへんについても、課内でも話はしておるんですけども、業者の選定において、どういことが対応できるかと。実際、業者におきましても、ある程度、除雪できる重機を持っていないと、なかなかできないというような状況で、やっぱり町道の幅員の狭いところであると、小さい業者も行けるんですけども、まず、そこへ行くまでの間が、まず、除けなければいけないというようなところもありまして、なかなか実際のところ、検討はしておるんですけども、なかなか、そこへ行けない。すぐには行けないというような状況もあるのは確かでございます。

できるだけ、業者のほうに早く現場のほうへ入るよういことは、随時申しておるんですけども、なかなか対応をしきれていないような状況ではあります。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 10ページの国庫支出金の中で、総務費国庫補助金、説明、一番上の欄で、地方創生推進交付金が1,500万円減額ですけれども、この減額の理由、いろんな事業に使われていますから、その減額の理由について。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この交付金につきましては、事業費に対して2分の1の交付ということで、3カ年の事業計画で採択を受けておったんですけれども、この事業の2年目に当たります平成29年度、これを迎えるに当たって、国に継続申請を行っていたのですが、駅を中心とした地域公共交通網活用による生涯安心のまちづくりと移住定住促進事業のうち、事業費ベースで、デマンド型の地域公共交通運営に対する補助2,000万円、それから、デマンド型地域公共交通用の車両購入費1,000万円、婚活・男女の出会いサポート事業委託料100万円の3事業について、もう対象外ということで、国から通知がございました。

当初は、これ採択していただいていたので、県を通じまして、国に対しても、かなり問い合わせをして何とかならないかということで、お願いしたんですけれども、国の回答は、改めて経費内容を確認したためだというぐらいの回答で、落とされてしまったということでございましたので、残念ながら、この事業の交付金は入らなくなってしまったので、こういう形になりました。

8番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 29ページ、負担金補助及び交付金のところで、有害鳥獣の活動補助金1,054万5,000円、これ少なくなっておりますけれども、これら、どういう理由で少なくなったのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 有害鳥獣の駆除活動補助金1,054万5,000円でございますか。それにつきましては、猟期以外の駆除の期間中、4月から10月まででございますが、

その間で捕獲をしたということで、銃器につきましては1頭当たり1万6,000円、わなににつきましては1頭当たり8,000円を支払っているわけなんですけれども、これにつきましては、やっぱり年々、最近は捕獲頭数が減少しております。それに、実績に基づいてでございますので、何で、減少したかというのは、その駆除の効果があらわれた、捕獲の効果があらわれたのか、猟友会のほうが、高齢化とかで人数が減ったのかとかというのは、ちょっと、定かではございませんが、実際の捕獲頭数が減少したということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） その効果が出てきて、そのとる、捕獲するそのものの数が減ってきたというふうに、前、私とこの円光寺でも奈良公園ほど、鹿が、晩になったら、15頭、20頭ぐらい走り回りよったけど、今は、確か、数が少なくなって、出るのは出るのでですけど、昔ほどの数じゃないと思います。3、4頭とか、そういうような数で、その実績が出てきたのかなというふうに思っております。

それから、その同じ29ページの15目の森林整備地域活動支援交付金の423万5,000円、それから下の住民参画型森林整備事業補助金640万円、これ減ってございますけれども、これらについての、もう少し中身的に詳しい説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 森林整備地域活動支援交付金でございますが、これは、森林経営計画の作成につきましてはの補助でございます。平成29年度は実績としまして4件でございましたので、それに伴う補助金ということでございます。

7番（岡本義次君） その下。

農林振興課長（加藤逸生君） 申し訳ございません。その下の…、

議長（岡本安夫君） 住民参画…

農林振興課長（加藤逸生君） 住民参画型につきましては、これ森林整備で雑草木の刈り払いとか、竹林の整備とかということに対しての補助でございますが、森林・山村多面的機能発揮対策交付金というのがございまして、12地区で実施しております、それに対する補助金が、当初予算では14地区ぐらいということで、40ヘクタールぐらいを見込んでおったんですが、全体として、面積のほうも減っておりますので。

それともう1件、森林整備のバッファゾーンとかの簡易防災施設整備に必要な資機材を購入する費用で、今、一律240万円というのがございますが、これにつきましても該当がなかったということで、その分が減額になっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） これ、こういう多面的なそういう雑草木の刈り取りなんかについても、各集落行き渡っておるのかな。こういう制度があつて、こういうふうになるんですよ。補助が出るんですよというやつがね。

と言うのは、私、ちょっとうろしよった折に、村の人が歳いって、おじいさんや、おばあさん、垂れ下がった木とか、そういうような切りよったんですよ。それで、こういう制度もあるんですよ。ですから、役場へちゃんと言って、自治会長なり農会長通じて言って、そういうような事も、いろいろ出る制度がありますと言うたんですけど、そういうようなこと、その地元でも、ちょっと知っていなかったんですよ。

ですから、そういうことが、ちゃんと行き渡っておるのかなということで、ちょっと、今も、これ14件出ておったけれど、12件しかなかったというようなことで、せつかく2件も、そういう困ったところがあるのであれば、利用してもらったらいんじゃないかと思ったりしておるんです。そこらへんについては、どんなでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） この事業につきましては、おおむね2ヘクタール以上の面積を実施しないといけないということでございますので、それでないと対象になりませんので、その集落のうちの一部だけとかいうことにつきましては、対象にはなりません。

それから、地域で取り組んでいただくということでございますので、集落の住民の方に出させていただいて、出人夫でやっていただくということで、山の伐採とかになりますので、大変危険な作業でもありますので、なかなか、そこまで踏み込まれるところも少ないのではないかなというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 続けてになっておるで、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 23ページの社会福祉総務費の中で、町社会福祉協議会助成金が390万円の増額ですけれども、この増額の理由について。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

これは、ご承知のとおり南光地域福祉センターを社会福祉協議会に指定管理に出しておるわけでございますけれども、指定管理料が200万円と決めております。

それで、実際、センターひまわりは建物の維持管理費というのが1,000万円近くかかるわけでございます。ですから、社協の負担は、その指定管理料の200万円を除いた分、それからほかに、いろいろと特定財源があるわけですけれども、それを残った分を社協が負担するわけなんですけれども、その指定管理の当初の話として、社協はそれまで、こちら町に対して、建物の維持管理費として、約430万円ほど毎年負担しておったわけでございます。ですから、社協の負担額が、その430万円を超えた場合については、当分の間、この社会福祉協議会への助成金として足が出た分を見てほしいという申し入れがありましたので、それを受け入れてやっておるわけでございます。

ですから、これはセンターひまわりの維持管理費に充てられるべき財源ということでございます。以上でございます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 当初から維持管理費が増えたということですが、そもそもの維持管理費が増えた理由は何でしょうか。

[高年介護課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 先ほども言いましたように、元々維持管理費が恒常的に1,000万円近く要るわけですから、社協としても、当初から、その200万円ぐらい足が出るという予算は組んでおるわけでございます。

それで、去年も、ですから実績として200万円余分に出しているわけですが、今回、それが倍近く要ったというのは、実は、あの施設で漏水がございまして、それが、どこかわからずに地下のほうであったわけなんですけれども、その分、水道料と下水道使用料、その分が190万円ですか、それぐらい余分に要ったということで、これだけ経費が増えたわけでございます。

今は、大体、その漏水部分がわかって、その手当ては、修繕費で対応しておるところでございます。以上でございます。

8番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） ちょっと、今の続きですけど、2ヘクタールということで、木が道路ずっとおい垂れ下がって、2ヘクタールぐらいはあったと思います。

しかし、そこの人は、そういうことを知らなかったんですよ。

そして、私が言ったら、ああそう、そんないい制度もあるんやねというようなことも言っ

ていましたので、そこらへんが、全部行き渡っておるのかなということで、今、申したわけでございます。

よく、周知してあげていただきたいと思います。

それから、30 ページ、15 目、商工業振興費の 19 節の負担金補助及び交付金のところで、新規起業・創業支援事業助成金、これが 750 万円少なくなっておる。それから、下の買物不便地域移動販売促進事業補助金、これ 300 万円。これらについて、新規の分が数が、件数が出てこなくて減ったのか。それとも、どうなのかということと、買物不便の分で、販売促進の分は、この 300 万円少ないというのは、どんな理由から減ったのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） お答えいたします。

まず、新規起業・創業支援事業補助金でございますが、当初、3 件分ということで 750 万円を予算しておりました。今年度 1 事業所さんの申請がなかったということで、全額をここで落としております。

それから、買物不便地域移動販売促進事業補助金でございますが、これは車両の更新の費用ということで、1 件分 300 万円を予算をしておりましたが、更新もなく、申請がなかったということで、全額を減額しておるということでございます。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 33 ページの消防費、消防費の中で、消防団員退職報償金 1,400 万円の減額ですけれども、当初が 3,300 万円。退団する方については、あらかじめわかっているかと思うんですけれども、この減額の理由について。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これは、当初予算を編成する時に、80 人を見込んでおったんですけれども 35 人になったということで、その分が落ちたということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） それは、そうなんだろうけれども、その当初の見込みが大きかったと思うんですけれども、消防団員のなり手が無いということで、なかなか退団してくれるなというようなこともありますから、そのへんが、消防団員の確保という面では、その

退団する人については、見込みも含めてですけれども、どうでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 人数がやっぱり減ってきている中では、なかなか消防団員を確保するのは難しい状況になっております。

その中で、一部の地域では、例えば、退職する年齢を年齢制限とかを設けられたりして、何とか引きのばしたりということもされておるんですけども、なかなか、やっぱり活動自体できる人でないと、やっぱり消防団員が続かないということもございますので、その中では、やっぱり無理をしないとかいうことも必要だと思いますし、ただ、どんどん、やっぱり減ってきているんですよね。この退団がわかるのが、この時期なんです。3月なんですよね。ですから、12月に予算を組む時には、やはり多少大目に見込まざるを得ないということがございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 30 ページ、一番下、19 節の負担金補助及び交付金の急傾斜地崩壊対策事業負担金の 2,000 万円が減ってございます。これらについては、件数的にする箇所が、当初上げておったのより減ったのか、それとも工事の見積もりの中で、それだけ工事が安くなったのか、そこらへんについては、どんなんでしょう。

[建設課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） こちらのほうは、県の事業でありまして、こちらのほうが、当初、8 件、県のほうから、この箇所をするということで、予算を組むということで、金額を聞いております。

それで、実際、新規で佐用が 1 件増えまして、全体で 9 件の箇所を工事をしております。

その金額につきましては、当初、どうしても、ちょっと多めに県のほうが予算のほうを置いているようで、それに合わせて、町のほうも置いておるんですけども、実績に合わせて、通常、毎年でありますけれども、減額ということになっております。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 件数が 1 件増えたのにもかかわらず、実際の置いておる金額が多めに置いておるから、その分で減ったということですよ。

それから、34 ページ、教育費の中で 18 節の備品購入費 1,125 万円、これ減額になっておりますけれど、これは、どうしてなのでしょう。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 備品購入費の減額の理由でございますが、この備品購入費に関しましては、教育用パソコン、ICT 機器の導入事業にかかる入札減でございます。

当初、これは小学校費と中学校費、2 つどちらにもあるんですが、総額で予定価格より落札率が 74 パーセントまで落ちたということで、その減額でございます。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 74 パーセント安くなったということですね。

それと、その下の 35 ページの同じく 18 節の備品購入費で 610 万円少なくなっております。これらについても、ちょっと説明願います。

議長（岡本安夫君） 同じ違うん？小学校でもあります。中学校でもありますと言われた。さっき。

7 番（岡本義次君） 一緒なん。一緒いうこと。これ。わかりました。

議長（岡本安夫君） いいですね。はい、ほかに。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 21 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2．議案第 22 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 2、議案第 22 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険

特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 1点目は、5ページにあります45款、繰入金、10目、一般会計繰入金、30節、その他一般会計繰入金ということで、1,431万7,000円減額されていますが、その要因について、説明ください。

[住民課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 失礼いたします。

一般会計からの繰り入れのその他の減でございますけれども、これも事業の精査を見込みまして減額といたしておりますので、その分でございます。

議長（岡本安夫君） ええんかな、それで。  
ほかに質疑ありませんか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 6ページの15項の10節、一般被保険者第三者納付金、交通事故等納付金、これ件数としては1件でしたか。

[住民課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 一般被保険者第三者納付金の交通事故等納付金でございますけれども、対象者の方はですけど、3名おられます。3名です。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第22号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第22号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号、平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 3．議案第 23 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 3、議案第 23 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号、平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4．議案第 24 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 5 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 4、議案第 24 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 8 ページから、ずっと会計財源変更ということで説明があります。県の支出金が一般財源になり、その他の会計の財源から変更になるという形の説明がなっているかと思うんですけど、このへんは、この年度末にということ、毎年のことになっているかと思うんですけど、説明お願いできますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

この財源変更と申しますのは、国県支出金の欄は、法定負担分の財源変更ということでございます。

これは予算が、例えば、1,000 円でも歳出なり国県負担金のそれぞれ歳入におきまして違ってくれば、当然、それまで充当しておった金額が法定負担率というのは一定ですから、当然、変わってきますので、保険給付費なり国県の法定負担分の歳入を少しでも補正すれば、こうやって毎回財源変更というものが生ずるものでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ええかな。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 15 ページの 12 款、地域支援事業費、20 項、一般介護予防事業費で、10 目、介護予防普及啓発事業費、その中で 7 節、賃金で、頭と体の健康教室サポーター等賃金、それから、その下の委託料、それぞれ減額になっているんですけど、実態としては、介護予防啓発事業がどんな状況になっているんでしょうか。金額的には、こういうことになっておりますが、実態は、どうなんですか。お尋ねします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） これは、お答えいたします。

頭と体の健康教室というのは、ご承知のとおり公文式のドリルを使った脳トレですね、脳のトレーニングといきいき百歳体操をやるということで、これは生きがづくりセンターで、毎週火曜日やっております。

ですから、これは計画どおり、年間 70 回やったということです。今日、体験セミナーということで、来年に向けた取り組みもやっておるところでございます。

ただ、この賃金が減りました、減ったというのは、サポーターと言いまして、その参加者の方のお手伝いをしていただく方、一般の方をお願いをしておりますが、全員で 10 名近くいらっしゃるわけですけれども、毎回、毎回、全員出れるわけではございませんので、出れる方に出ていただくということで、結果的にこれだけ。

リーダーの方は、1 回 1,500 円。リーダーでない方は、1 回 1,000 円出しておるわけなんですけれども、結果的に予算を下回ったということでございます。

事業としては、先ほど、言いましたように 70 回きちっとやっております。

ですから、その委託料は、これは、公文の会社に対するドリル等も含めた委託料でございまして、参加人数、当初は 30 人ぐらい予定しておったんですけども、20 人ぐらいが実績ということで、その分が減るということになるわけでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 5 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5．議案第 25 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 5、議案第 25 号、平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 3 ページ、事業収入のところでございますけれど、1,423 万 8,000 円、これらは、前にも説明あったと思うんですけど、入居者が、だんだんちょっと減りつつあるということで、そういう状態の中で、いたし方がない部分もあるんでしょうけれど、今、今日日 1 人部屋の部分が 2 人部屋になったりして、ちょっと、そういう入る人が少ないというふうにも、前、説明されましたけれど、これは、どうなんでしょうか。平成 29 年度はこうであったけれど、平成 30 年度についても、こういうような推移でいくのでしょうか。そこらへんの見込みも含めての説明をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。今回の補正ですけれども、当初予算は、入所者を大体町内の方で 43 人、それから町外の方で 3 人という形で 46 人で当初予算

を組んでおりました。

それで、生活扶助費というのは、大体1人当たり月5万円。施設事務費というのは、大体月に13万円近くいただけるわけなんですけれども、先ほど言いました当初予算では46人というのが、最終的には、今現在ですけれども町内の方が35人、町外の方が2人ということで37人という実績でございます。

ですから、その差額が、こうやって歳入の減額ということにつながったわけでございます。

それと、今後の見込みなんですけれども、朝霧園につきましては、この前の予算委員会でも少し触れたかと思うんですけれども、年度当初、平成29年4月におきましては、町内の方が38人、町外の方が2人いらっしゃったわけで、40人いらっしゃったんですけれども、それが37人ということで、入所が1人、2人ぐらいに対して、退所のほうが、やはり多いということで、今後とも、なかなか劇的に40人を超えると、そこまで増えるということは、なかなか考えにくい状況ではあるというふうに思っております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します  
これより議案第25号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第25号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第25号、平成29年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6．議案第26号 平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第6、議案第26号、平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 26 号、平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7. 議案第 27 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 7、議案第 27 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8. 議案第 28 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 8、議案第 28 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号、平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9. 議案第 29 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）  
について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 9、議案第 29 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 29 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 29 号、平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 30 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 10、議案第 30 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 3 ページの診療収入で補正額がマイナスの 480 万円ということなんですけれど、この件について、特に例年と同じぐらいの減額になりますか。そこらへんの事情も含めてお伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） ご質問の診療報酬ですが、平成 27 年の実績が 943 万 2,000 円弱です。それから、平成 28 年が 853 万 5,000 円弱になっておりますが、今年度は、一般診療のほう、1 月、2 月、今年に入ってから若干調整と、新たなかかりつけ歯科医を持っていただくというような調整を行いました結果、実際の保険診療が減収となっておりますので、見込みとしては、420 万円ぐらいになるということで、減額させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 1 月に、その、いわゆるかかりつけ医として、利用されている、受診されている方に対して、町のその方針として、この年度で、もう診療をやめます。一般診療を廃止するという通知を出されておりますが、それを受けて、さまざまな関係者の方から意見というか、不安だという声なんですけれど、これについては緊急に町長にも申し入れはしましたけれど、そういう不安の声の方については、歯科保健センターのほうで、ちゃんと言っていたら対応しますということではあるんですけれども、そこらへんで、どういう状況になっていきますか。ほかの医療機関にちゃんと移行できているのか。そこらへんもお伺いしたいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 移行につきましては、葉書等、また、診療後にそれぞれ個別にご相談させていただいて、ご説明をさせていただいた中で、特に、歯科センターのほうはございませんが、それぞれ新たなかかりつけ歯科医を持っていただくということで、必要であれば、医師の診断書といえますか、紹介状も随時、書いております。

それで、また、さよさよサービスを使った診療方法もあるなど、歯科衛生士のほうから説明はさせていただいておりますので、特に、今のところセンターのほうへ、そういう件はお聞きしておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 診断書なども、次の歯医者さんに継続してもらうような、そんな形で紹介状ですか。そういうものを書かれた件数というのは、どれぐらいあるんですか。伺います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 正確な件数、ちょっと手元の資料ございませんのですが、何件かはあったように聞いております。この間も、そういう、私も現場にりましたが、そういう紹介状等書きましようかという説明を、受付、また、歯科衛生士のほうがしております。後でまた、その件数わかり次第報告させていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 車椅子なんかを実際に具体的な声としては利用されて、そのセンターを利用されているケースの場合、自分で自立して歯医者さんへ行けていたんだけど、ほかの診療所に行く場合、自動ドアであるとか、そういった障害のない利用ができるような施設というのは、どんな状況なのか、スムーズにいけたらいいというふうに思っているんですけれど、そういう方の相談は、ありましたか。役場には届いているのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） その件につきまして、以前、議員さんのほうから、そういう方がおられるということで、お聞きし、うちのほうとしましても診療所、各歯科診療所のほうに確認しましたが、特に、車椅子だから診療ができないという歯科医師はございません。

尾崎病院もエレベーターもありますし、佐用の共立病院もエレベーターあります。ほかの診療所も段差解消等をされておりますので、特に、車椅子だから行けないとか、自動ドアがないとか行けないとかいうことはございません。特に歯科センターも自動ドアではございませんので、必要であれば、係の者が開閉したり、本人さんでしていただく場合もございますが、特に、そういうことは聞いておりません。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 30 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 30 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11. 議案第 31 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 11、議案第 31 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 31 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 31 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 10 時 50 分とします。

午前 10 時 33 分 休憩

-----  
午前 10 時 50 分 再開

議長（岡本安夫君） 日程に入る前に、先ほど、平岡議員の質問でありました点について、健康福祉課長のほうから説明がありますので、よろしく願います。

健康福祉課長（大永克司君） 平岡議員からご質問ありました件ですが、紹介状につきまして、今日現在で 10 名の方にカルテ等、治療内容等記載したものを配布しております。これは、あくまでも希望者ということで、10 名の方に出しております。

それから、現在、参考までですが、治療継続中の方が 15 名おられますが、これも 3 月中には、一応、治療のほうは終了していただくことにはなっておるんですが、カルテ等紹介状が必要な場合は、また、この中から何名かは出てくるかもしれません。

それから、参考までに、葉書で閉鎖のご案内をさせていただいておるのは、平成 29 年度診療にかかれた方の 287 名の方に葉書等で終了の、閉鎖するというご通知をしております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですね。

それから、農林振興課長のほうから、先ほどの補正の説明で、ちょっと訂正したいということで、申し入れがありますので、はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 失礼します。

先ほど、岡本議員のほうから住民参画型の事業につきましてご質問ありまして、私のほう答えました 2 ヘクタール以上というのは、機械とかを単年度で購入する場合の面積要件で、それにつきましても 2 ヘクタール以上で 3 年間はしないといけないということなんですけれども、森林山村多面的事業につきましては、0.1 ヘクタール、1 反ですね…以上で、それは、単年度に 0.1 ヘクタールを 3 年以上続けて実施するというのと、その活動組織の構成員が 3 名以上であるというようなことが、その要件としてございますので、ちょっと一緒になっておりました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

それと、周知につきましては、今後、自治会等で、こういう事業があるということ、ちょっと周知していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。失礼しました。

---

## 日程第 12. 議案第 47 号 佐用町地域福祉計画の策定について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 12 に入ります。

日程第 12 から日程第 15 までは、本日、追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 12、議案第 47 号、佐用町地域福祉計画の策定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 47 号、佐用町地

域福祉計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画に位置づけられ、佐用町議会基本条例第 8 条第 3 号の規定により、別冊の佐用町地域福祉計画について、議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、佐用町総合計画を上位計画として、高齢者、障害者、子ども・子育て等の関連計画との整合性を図った計画とし、計画の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 カ年を期間といたしております。

計画の策定体制につきましては、地域福祉計画策定委員会を組織し、住民、関係団体など各層の幅広い協力と参画を踏まえて策定をいたしました。

地域福祉計画策定委員会では、課題や基本方針を審議していただいたり、町民・福祉団体の声を聞くアンケートや講演会の開催、意見募集など町民のニーズの把握に努め、町民の実情や考え方を反映させております。

また、既に策定をしております、各関連計画を円滑に、総合的に推進し、整合性と連携を図る計画として策定をいたしました。

計画期間は、5 カ年といたしておりますが、国や県の動向、また社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直をいたします。

地域福祉計画の概要について、まず、ご説明を申し上げます。

本計画は、第 1 章から第 5 章で構成をされております。

第 1 章では、計画の策定に当たり、地域福祉の考えは、お互いが助け合い、支え合うことが福祉において大切で、行政や関係機関・団体、町民がともに支え合う社会づくりを目指しており、地域福祉を推進するためには「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の 4 つの「助け」が重要であることをうたっております。

第 2 章では、地域福祉を取り巻く現状と、地域特性を踏まえ、各種統計から見た現状及びアンケート結果から見た現状を分析し、佐用町の課題としてまとめております。

第 3 章では、計画の目指す方向とし、計画の基本理念と 4 つの基本方針を示し、4 つの行動目標を掲げ、13 の施策を設定をしております。この計画の基本理念は、「ひと まち 自然がつむぐ “協生” の輪」とし、町民一人一人が助け合い、支え合う協働のこころを持った社会を目指すことを促しております。

第 4 章では、30 の個別事業を施策の体系とし、この事業を展開をしていくように、町の取り組み、団体・事業所及び町民の役割について示しております。

第 5 章では、計画の推進体制を示しております。関係課や社会福祉協議会などと連携・調整を図り、地域における多種多様な課題に対して、お互いの役割を補い合って本計画を着実に推進することを示しております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきたいと思います。

なお、お手元にお配りをしております計画案につきまして、まだ、製本をこれからするために、今、構成をしているということであり、また、若干、その中身につきましても訂正をしなければならない部分もあるということであり、その点について、まず、担当課のほうから、補足説明をさせていただきますので、よろしくようお願いを申し上げます。

以上で、終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君）                      それでは、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君）              訂正カ所でございますが、初めに 1 ページをご覧ください。1 ページの中ほどのほうに、中間から下から 2 行目に「解決していくことが大切です。」の後

の「になります。」これを削除していただきたいと思います。

それから、これ以外でございますが、漢字の表記につきまして、若干の統一を持ちたいと思っておりますので、そのへんの一部訂正がございます。ちょっと、複数ページにわたりますので、ページ数は省略させていただきます。

それから、空きスペースがたくさんございますので、そこには関連する写真等を挿入するように、今、構成をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日、即決とします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 最初にパブリックコメントと、それから公募委員の件についてお聞きします。

まず、パブリックコメントは何件、どういう、数にはよりますけども、内容について。

それと、この委員 14 名ということになっておりますけども、公募委員は、どういうふうになっておりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 初めのパブリックコメントでございますが、平成 30 年 1 月 30 日から 2 月 13 日まで実施しました。健康福祉課、それから、各支所、出張所のほうへ紙ベースで設置しました。

それから、町のホームページ等で意見募集を行いましたが、アクセス件数としては、365 件ありましたが、意見としてはゼロ件でございます。特に、パブリックコメントとしての意見はございませんでした。

それから、委員ですが、住民代表ということで、本来ですと公募という方法もあったんですが、既に介護関係の介護保険事業計画の委員さんであります住民代表ということで、あさぎり家族会の会員の方 1 名、それから、障害者福祉計画を策定しておりますので、その代表、これも住民代表ということで、佐用町手をつなぐ育成会の会員さん、この 2 名の方に住民代表として携っていただきました。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 具体的に 40 ページの健康づくりの充実ということについて、お伺

いしたいんですけれども、これについては、健康さよう 21、佐用町健康増進計画、食育推進計画の中に具体的には触れられておるんですけれども、この中で、前の章の現状と課題としては、健康を維持するための取り組みが求められていると。医療機関と連携して、疾病の早期発見から治療へつなげることができる医療体制の構築が必要だと、現状と課題をこういうふうに分けて、実際に、町の取り組みとしては知識を普及する。

それから、介護する方の健康維持を向上させるとか、知識の普及、健康に関心を持つように活動を支援する。

ソフト事業がほとんどですけれども、具体的に健康さよう 21 のほうでは、町の役割としては、施設なんかも具体的にはあるんですけれども、この地域福祉の計画の中にも町の役割としては、町の取り組みとしてハード面の整備も必要ではないかと、謳うことが必要でないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 地域福祉計画でございますので、あまり詳しくは、ここで健康づくりの章を施策として起こしておりますが、詳細は、健康さよう 21 のほうで取り組んでいきたいと考えておりますので、地域福祉計画では、この内容とさせていただきます。

8 番（金谷英志君） わかりました。はい。

議長（岡本安夫君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） まず、2 点、お伺いをします。

1 点、この計画書自身の内容ではなしに、先ほどの廣利議員の質問に関連するんですけれども、委員の選定に当たって、町のほうが一応この計画書をつくる要綱をつくられて、その中で委員について、まあ、組織という項立てで第 3 条に上がっていますけれども、一般住民については、公募による一般住民というふうにされていて、その中から町長が委嘱するというふうになっていますよね。ということは、ルール上、公募をしなければいけなかったんじゃないかなと思うんです。

多分、そのあたりがあって、廣利議員もお尋ねじゃなかったんかなと思うんですが、この要綱が一般住民というふうになっていけば、先ほどの選定方法で、いいのかなという気がするのですが、こういう要綱で公募によるというふうに主語をつけていますので、これは行った上で一般住民が選出されるべきじゃないかなという、ルール上の解釈なので、そのへんは、町長の答弁だけで結構ですけれども、それが 1 点と。

それと、もう 1 点は、この計画書自身をつくれる時に、平成 29 年度の年度当初に、この計画書には 3 つの内容を定めるというふうに説明があったと思うんですね。

まず、1 点目が地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、2 点目が主語は抜きますけれども、主語というのか全体抜きますけれども社会福祉事業の健全な発達

に関する事項。3点目が、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項ということで、これをこの計画書の中に定めますというふうにされています。

このそれぞれの項目、事項でしめてあるんですけども、若干、この計画書自身の、じゃあこの事項はどこに記載されているのかということでは計画書読みますと、要は、第4章のところですね。施策の展開について31ページから上がっているところ、先ほどの金谷議員の質問にも、これもちょっと若干関係するんですが、この31ページから施策の展開をずっと読み砕いていって、確かに、施策1、施策2ということで上がっていて、その下には住民、あるいは団体の役割なんかも明示されているんですけども、おおむね計画書のつくりとして推進しますとか、努めますというふうなくくりだけで、具体的な事項が、この計画書自身から見えてこないんじゃないかなと思うんです。

そのあたりの、この計画書のつくりの考え方、年度当初に計画書つくるという時には、それぞれの3つの事項について明記しますということで書いて、さらに言えば、その整備することの内容ですね、これらについて、地域の、要は生活者の課題、これに対応する必要なサービスの内容、量、その現状を明らかにして、この計画書をつくるというふうにしていたので、もう少し、その具体的な内容というのが、この計画書の中に、計画目標、事業目標として上がってくるのかなと思っていたんですけども、そのあたりが、ちょっと見えていないのはなぜなのだろうか。

それは、議員、ちょっと見るポイントが違いますよということであれば、その部分で答弁いただけたらいいと思うんですけども、以上、2点、質問させていただきます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 公募の件につきましては、さっきも、ちょっと申しましたが、本来は、要綱に基づきまして公募するのが本筋だと思うんですが、今回、公募をしなかったのは介護保険計画、それから障害福祉計画、これがそれぞれ3年目の見直しの期間となりまして、その委員の中に公募の委員さんがおられましたので、改めて公募せずに、その方を地域福祉計画の委員として、公募の委員という形でさせていただいております。

それから、その項目ですが、細かい項目は、やはり、それぞれの計画に基づいて、高齢者でありますと高齢者福祉計画、それから、介護保険事業計画であるとか、子ども・子育て計画、それから、健康増進計画であったりとか、それぞれの関連計画において細かい取り組み等を記載しておりますので、ここでは大まかな町の取り組みとして記載をさせていただいて、それに対する事業所、団体、それから町民の役割ということで記載させていただいております。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） わかりました。1点目のほうは、それでよろしいです。

2点目の事項の記載についてですけども、じゃあなぜ年度当初計画書つくる時に、その内容、量、それらを明確にするというふうな方針を決めていたのか、そのあたりが、ちょっとわかりづらかったんですけども、いずれにしても先ほど言われたように、例えば、障害福祉計画であるとか、介護保険事業計画であるとか、子育て支援事業計画、これらの

中で、具体的な取り組みを示しているから、それを横断的にくくったことで、この計画を推進していこうというふうな考え方だという説明だったので、それは、それで仕方がないのかなと思います。

そうした時に、この計画書の中で、この推進体制の5年間の間の計画の進捗状況、この文章の中では49ページになりますけれども、計画の進捗を評価していくために、検証を行うと。先ほど、町長の提案説明では、必要な時にということだったんですけれども、この計画書の中に、5年間ですから、その検証を、進捗状況。進捗状況ですから、結果じやなしに毎年年のことだろうと思うんですけれども、…をやっていくと。その時の進捗状況を把握するのに、この計画の内容で、要は、その進捗状況が明確に把握できるのかなというふうに思うんです。推進します。努めますというふうな事項ばかりが並んでいる中で、進捗状況というのは、どういう形で検証しようとしているんですか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 進捗状況につきましては、当然、それぞれの計画もございまして、それぞれの計画も進捗状況等を把握されますので、それらを総合的にまとめたような、課内の横断的な課の横の連携を含めまして、そういう見直しもしていけないかなとは思っております。

ただ、ちょっと、これは策定要綱だけですと、ちょっとこれが策定しますと、この委員会が終わってしまいますので、そのあたり、少し次年度以降、どういう形で評価等していくのかということも含めて検討したいと思っております。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） わかりました。

計画書自身が、具体的な事業量なり、事業目標なりというのは、それぞれの各計画、必要な計画の中にあるということで、それを横断的に、この計画が網羅しているということでわかりました。

ただ、やっぱり計画検証自身は、僕は、必要なことだと思うので、それぞれの計画の年次が若干ずれていますから、それぞれの、例えば、介護保険事業計画であるとか、その検証がこうというようなことを、やっぱり総合的に、ここの地域福祉計画というのは見ていかなければいけないものだと思うので、やっぱりあるべき時期には、必要な検証というのは、必ずやっていただきたいし、また、それをもとにして、逆に言えば、地域福祉計画の中の事業目標をつくるとか、あるいは、その傘下にある、傘下という言い方が妥当かどうかわかりませんが、それぞれの計画書の事業の見直しというのが必要になってくると思うんですね。そのための横断的な、この計画なので、そのあたりは、十分に今後の検討課題としていただきたいなと思います。よろしいですか。

議長（岡本安夫君） 答弁は？

[健康福祉課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

今年度、介護保険計画、介護保険事業計画も見直しの3年間ということでございますし、障害者計画のほうも3年目の見直しを行っております。ですので、5年という計画でございますが、おおむね3年を目途に見直し、検証等を行うというのがガイドラインにも出ておりますので、それに合わせた検証ができるのではないかなとは思っております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） これ見させていただきまされたけれど、こういう5カ年計画でつくっておりますけれど、今、石堂議員が言いましたように、やっぱりこれをやろうとした時に、PDCAを組んでいくのに、一番大事なことは現状把握。今現在、こうなんですよと。そして、どういふことをやろうとして、まず1年目は、こういうことやります。2年目は、こういうようになります。3年目。こういうように、ずっとやって、計画立てていかないと、なかなか、そのものの具体的なものはできてこないと思うんや。

ですから、こういう、どう言っているのか、大ざっぱな、これやります。あれやります。やっぱりある程度、現実つかまえた上で、これを、こういうようにやっていきますよという1つのプログラムをつくっていかんと、最後、しまいまでうまいこといかない部分が多いと思います。

ですから、そこらへんは十分認識していただいて、ここの中に上がっておる項目については、実は1年目では、こういうこともやります。2年目で、こうなります。3年目で、こうなっていきますと。そういうやつを、具体的なやつでPDCAを組んで、サイクル回していかないと、なかなか、これがうまいこと、最終的に尻切れトンボみたいになるおそれがありますので、そこらへんは、十分認識していただきたいと思います。

そこらへんは、どうでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） おっしゃるとおりですが、それぞれ個別の計画がございますので、その個別の計画でサービス量とか事業量等定めておりますので、その検証も含めて、この地域福祉計画、抽象的な表現かもしれませんが、そこで検証していきたいと考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 委員会の開催が 4 回、その策定経過ですけれども、大きなテーマについては、50 何ページですか、書いてあるわけですから、具体的に、どういう議論がされたのかということについて、もう少し、ちょっと詳しく、分量が多ければ主なテーマでかまいませんので、内容を、ちょっとお示しいただけますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 策定経過でございますが、第 1 回の地域福祉計画策定委員会では、7 月 1 日から 7 月 12 日まで行いました、このアンケート結果を委員の皆様にお示ししまして、地域福祉計画がどんなものであるかという説明とともに、アンケートの内容について議論していただきました。交通の便が悪いのではないかとか、どこに相談すればいいのかとか、そういうご意見もいただいております。また、民生委員の役割なども、委員の方から何点かお聞きしております。

第 1 回は、アンケートの内容、こういう内容でよろしいかということでございます。訂正します。

第 2 回目が、実際のアンケートを集計させていただいた内容について、それぞれのご意見をいただいております。

その際に、こちらの事務局のほうから計画の骨子の提案ということで、それについても議論をさせていただいております。骨子については、大まかな内容ということで、出させていただきます。

それから、第 3 回目の地域福祉計画におきましては、その骨子をもとに、それぞれ計画の素案という形で提案させていただいて、内容について、それぞれ委員さんのほうからご意見をいただいております。

意見としましては、社協との取り組みであるとか、それぞれの項目について、どういう対応ができるのかとか、それぞれの文言の説明等を、こちらからもさせていただいております。具体的な素案に基づく内容を、一つ一つ文言も含めてご質問いただいて、それについて、こちらの事務局のほうから説明はさせていただいております。

それから、第 4 回は、最終、この先月の 2 月 27 日に行いましたが、意見募集、このパブリックコメントの結果ということで、先ほども申しましたように、意見はなかったという結論のもと、計画案の再度見直し含めて見ていただいて、文言の訂正、そのあたりをしていただいて、承認をさせていただいたという経過でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） その議論の中身が、どんな議論だったのかなというところで、具体的な内容がほしいんですけども、そうすると、先ほどの公募委員の件、関係する団体の方というのか、介護だったり、障害だったり、網羅されているのかなというふうに思うんですけども、そうすると、例えば、たくさん書いてある中で、虐待だとか、自殺だとか、

障害者の問題というのは、具体的な、その議論というのは、どこで、どんなふうにされたんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 虐待につきましては、子ども・子育て計画等の中で、個別計画の中で記載しておりますが、現在、既に取り組んではおりますが、その内容につきましては、子ども・子育て事業支援計画の中で、児童虐待についての方針は立てておりますという回答をしております。

それから、自殺対策につきましては、現在、庁舎内といいますか、関係機関との自殺対策連絡会を平成 29 年度までは行っていますというような回答をしております。

ぐらいが、委員さんからいただいた意見でございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） それだったら、それ議論ではないですよ。それは。議論の中身を知りたいんですけども…。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 虐待につきましては、虐待や自殺防止について書いてある内容でよいのかというような意見は出てきております。窓口として民生委員さんを置いているだけでは、よいのかというような意見も出ております。

それから、施設内、施設職員に対する虐待防止等の研修会も検討いただければというようなご意見いただいております。

また、施設の代表の方からは、施設職員に向けた虐待に関する施設研修がありましたら記載していただいたらとか、福祉施設の方では、年に 1 回は虐待に関する研修会を行ってほしいというようなかかわりとして持っていただきたいというような意見もいただいております。

また、事務局のほうからも、安心・安全に暮らせる医療体制の充実について…、すみません。これ訂正します。関係ありません。

そういうご意見をいただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 22 ページ、上から病院、買い物に出かけるのに足がないとか、運転免許返納の買い物時の交通手段と違って言って、こういうようなのは、実際、具体的に何

件ぐらいの方が、そういうように言われておるかいうようなことも踏まえて、数はつかんでおってんですか。

それと、その下のほうにあります、いじめとかって載っておるでしょう。どこだったかな。そういうようなのも、どこに相談すればいいかわからないとか、それから、中にいじめがあるというようなことも書いてありますけれど、それらの数についても、ちゃんと、そこらへんは、つかんでいきますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） それぞれの件数は、おさえておりませんが、この団体アンケートとしていただいた回答の中から、先ほどの買い物支援等につきましては、一番上に記載しておりますように、9件の方がアンケートのほうに答えられておるといふふうに記載しております。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） その中に、近所づきあい、それからいじめ問題とか、自分自身の悩み事って、こうやりますやん。その中の真ん中のいじめ問題、これらについても、どういふようないじめがあつて、そういう方が、何人ぐらいいらっしゃるのか、その件数的にも、そこらへんについては、いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） ここで、アンケート結果でございますので、そういうことがあつたという件数は記載しておりますが、具体的に何件あつたかということまでは、委員会でも協議はしておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） ほなら、実際、そういうような家庭内のそういうようなんがあるんか。どういふ、いじめか、ちょっと中身的にわからんということでしょう。  
そしたら、それに対処できていないんじゃないかな。それを、してやらんとあかんのんじゃないかな。そこらへんについては。

議長（岡本安夫君） ちょっと待って、今の質問に先。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 個々の件数云々につきましては、それぞれ担当部署が出てきて、このアンケートをもとに施策の展開ということでお示ししておるんですが、その中で、それぞれの担当部署から、こういう取り組み、町の取り組みであるとか、事業所の役割、町民の役割というのをを出していただいておりますので、それぞれの、例えば、健康福祉課の子育て支援室であれば、子育て関係につきましての細かい数字は計画の中でも数字的に持っておりますが、この地域福祉計画では、そこまでの議論はしておりません。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石黒議員。

11 番（石黒永剛君） 今、細かなことが話されていますけども、そのことを推進するために、この計画案というのはつくりよんやないですか。この計画案ができてから、今、岡本議員の質疑なんかは、物事は向こうへ行くんと違うんかな？ちょっと、そのところ、いっぺん議論してもらえんかね。そのための計画やと。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 石黒議員のおっしゃるとおりで、この計画に基づいて、本来であれば、それぞれの個別の計画が連携とか推進、円滑にスムーズに行えるようにするのが、本筋なんですけど、佐用町の場合は、地域福祉計画のほうが、後からできておりますので、それぞれの個別の計画の整合性を図る内容としておりますので、ここでは、そういう細かな数字を拾ってはおりません。

議長（岡本安夫君） 石黒議員、よろしい？

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 石黒議員のおっしゃることもわかりますよ。

そやけど、これをやっていこうとすれば、PDCA 回していくんについてな、現状把握で、そういうようなやつが何件あって、どういうふうにやっていくというやつをつかんでおらんと、これが失敗に終わるでということをやるとんや。

それは、これからやっていくということ、わかっていますよ。そやけど、現状把握もして、わからんで、できるんかということや。私が言わんとしておるのは。

個別的に、そういうことを、ぐちぐち、ぐちぐち言うておるんじゃない。

議長（岡本安夫君） 質問になっておるんか。これ。意見ですか。今の。

7番（岡本義次君） いや、ですから、そういう現状把握。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） この地域福祉計画という形で、総合的な福祉に関する計画をまとめるということ、このことは、担当課長も申し上げているとおり、それぞれ、今、福祉に関する個別の計画というのは、全部、先、つくってきているんですね。

だから、実際は、もう既に実施しています。

だから、障害福祉事業にしても、子育て事業にしても、そうした子ども支援にしても、また、健康づくりにしても、そうした計画を個別に、それぞれづくり、また、計画期間もそれぞれが違う、バラバラです。

それを体系的にまとめて、それを、そういう計画の推進をするのに当たって、当然、そこはバラバラで、計画はあったとしても、みんな関係しているわけですから、そうしたものを、こうして1つの体系的なものとして、今後、さらに推進をしていこうというための理念として、まず、計画をつくっているの、その数量的に幾らここまでしましょうとか、ここまでができていないから、これまでしましょうとかというような計画については、それぞれが別々の、それぞれの計画の中で検証しながら、また、計画を改正をしていかなければならないわけであって、この地域福祉計画には、だから読んでいただいたらわかりますように、こういうことに努めましょうとかいうような、こういうことを取り組みましょうとかいう、そうした方向性、理念をしっかりと、そこに重点を置いてつくっている計画ですから、そういう計画として、まず、この地域福祉計画を位置づけていただきたい。

その後、当然、今、言われるような個別の計画の中の数量的なものとか、実際、具体的に、どういうところまで進めなきゃいけない。また、何が足りないのか、こういう点については、それぞれの計画を検証しながら、進めながら、また、議論していただければ、検証していけばいいし、また、それぞれ指摘していただければいいというふうに思っております。

その点だけ、ちょっと、先ほど、課長も言いましたように、計画の作り方が、本来、こうした計画が先に、まず、総合計画のような形であって、その中で、その後、また個別の、それぞれの分野における計画を、後からつくっていけば、それは、それで、一番説明もしやすいんですけども、しかし、やはり日本の福祉というのは、だんだんと徐々に、福祉がいろいろと充実していく中で、いろいろな計画を個別につくりながら進めてきたということで、実際、この全ての分野において、そのへんが、まだ、十分かどうかわかりませんが、かなりそういう面では、事業の面でも、また、予算の面でも、もう既に、毎年きちっと進めてきているということ、この点だけをご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） あのね、こっちで聞いておって思ったのは、ちょっと今、ややこしいなりよるやから整理するけど、岡本さんは、できようかどうかと聞く部分やから、当然、それは、石黒さんが言うたように、今からするというのがルールや。これ、その案やと思いうから。

ただ、それに対して、できていないやろと言うから、それ岡本さん違うでという話だったと思う。

だから、できようかどうかは、今から協議していくことやから、この案に乗ってやってくれることだろうと思うから、だから、現状把握できておるかどうかいっただけを問う。ただ、岡本さんとしては、きちっと現状把握して、これに則ってやってよ言うんなら話はすっきりするけど、聞いておったら、ちょっとズレが生じておると思うし、だから、僕は、石黒さんが言うておるのも正しいし、あっちも正しいだろうけど、ただ、そこにズレが出ておるのは、現状把握さえ、しっかりしておってくれよで終わっておいたら、何か、こういうややこしい話にはならへんと思う。それだけやと思う。

ただ、現状把握して、きちっとやってくれるんやろ。課長。それで、対応してくれるんやろ。ほな、それで、ええいうことです。

ちょっと、そのためのあれやと思うから。

だから、それが今現在、できておるかどうかいっただけは、ちょっと、ここの質疑には、ちょっとズレがおうてないっただけやと思います。議長、そういうことで、お願いします。

議長（岡本安夫君） 答弁は。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 山本議員のおっしゃるとおりで、既にこうできておる事案もありますし、特に、このどの計画にも属さないような引きこもりであるとか、要支援者であるとか、新たにこれは、国のほうからも盛り込めということでございますので、そういう面につきましては、これから体制を整えて、取り組んでいくべき項目だと思っておりますし、既に、子ども子育て支援事業とか、各関連計画につきましては、それぞれ問題点等を出していただいておりますし、この取り組みについても、各担当課から出ておりますので、そのへんは把握しておると思っております。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） これつくって、町長が言ったことも、石黒さんが言ったことも、みんなわかっていますよ。

今、言ったように、現状把握がしっかりできておらんと、次々、その段階上げて、プログラム PDCA 回していく過程において、うまくいかんよということをやっているんや。ただ、それだけ。

議長（岡本安夫君） だから、今現状把握したものは、既にできている計画の中でやっておられますという、今、回答があったので。もう一度、ほな。

7番（岡本義次君） ほな、具体的なことでも聞いた時に、件数までは、まだ、できていませんとか、わかりませんと言いつつやない。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） この計画では出しておりませんと答えたんです。  
それぞれの個別の計画では、数字は出して、それぞれの担当課でやっております。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですね。

7 番（岡本義次君） それぞれできておるんだったらええ。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） もう 1 回、その策定経過のところ、その障害者の支援というのが、  
具体的に議論されたのかどうか。  
されたのだったら、どういう内容だったのか。  
手話言語条例については、議論をされたのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 障害者についてでございますが、具体的にはあれですが、障害  
者の方の代表からは、どこに相談していいのかわからないとか、そういうご意見はいただ  
いて、その点につきましては、また、障害者福祉計画等で記載して、新たな相談窓口、地  
域に密着した相談窓口等を行うとか、地域包括ケアシステムの中にも障害者を入れるとい  
うような議論はさせていただいております。

それで、もう 1 つは、手話言語条例につきましては、この計画ではなく、障害者福祉計  
画の策定委員、このメンバーが障害者自立支援協議会のメンバーと同じメンバーでござい  
ますので、そちらのほうで協議はさせていただいておりますので、この地域福祉計画策定  
委員会では議論しておりません。ここでは、直接的にはしておりません。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第 47 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 47 号、佐用町地域福祉計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13. 議案第 48 号 畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 13、議案第 48 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 48 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

畑作物共済の掛金率は、農業災害補償法第 120 条の 15 第 7 項の規定により、3 年ごとに改定することとなっており、平成 28 年産から平成 30 年産までの掛金率につきましては、平成 28 年 3 月議会において議決いただいておりますが、このたびの改定につきましては、従来の集落ごとの危険段階別掛金率を加入者ごとの危険段階別掛金率に改めるものでございます。

この掛金率は、平成 30 年産の大豆に適用するものでございますが、平成 31 年産以後の掛金率につきましては、国の基準掛金率の見直しを受けた後、再度、改定をいたします。

危険段階区分につきましては、過去 5 年間で引受のあった加入者ごとに、1 類、これは白大豆であります。1 類にあっては過去 20 年間、2 類、丹波黒大豆ですけれども、第 2 類にあっては過去 8 年間の平均被害率を基礎として、危険段階区分を一筆方式並びに全相殺方式ともに 1 類で 6 段階、2 類で 4 段階に設定をし、危険指数の最小値を 1 として、最大値は 1 類を 2.00 倍、2 類を 1.40 倍と設定をいたしました。

農業災害補償法第 120 条の 15 第 6 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、改定案につきましては、去る 2 月 23 日開催の佐用町損害評価会において審議をいただき、適正である旨の答申をいただいております。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6 番（石堂 基君） すみません。1 点だけ質問させていただきます。

今回、出ているほかの議案関係とも関連するんですけれども、この平均被害率ですね、危険段階基準という、この方式に持っていく時に、平均被害率というのが、例えば、施設園芸では 5 年、黒だった 8 年、白だったら 20 年というふうに、年数が相当開きがあると

というのは、共済上、どういうふうな、何か根拠があって、この平均被害率の年数が決まっているのか、その点だけ教えていただけますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 被害率が過去何年というのは、ちょっと水稻なんかでしたら20年とかいうふうにあるんですけども、それが、どういう理由で20年であるのか、8年であるのか、5年であるとかいうのは、申し訳ございません。把握しておりませんが、その被害の例えば、園芸施設なんかでしたら、先般もありました雪害とかいったような形で被害が、大きな被害が出る場合等がございますし、水稻なんかにつきましても、その地域ごとに、そういった大きな変動というのが、あまり見受けられないのかなというふうに思うんですけども、何で国が、そういうふうな基準を設けているのかというまで、申し訳ございませんが、承知しておりません。

〔石堂君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） ということは、今回、一筆方式に、それぞれの加入者ごとの危険段階比率を適用していくということで、要はその、なるべく平準化された掛金率、加入者にとって負担が偏らないようにするという。

で、年数についても、例えば、施設共済であれば、要は、天災等短期間での損害額等が高いので5年間で見込んでいる。さらに言えば、20年でそういうもの見ちゃうと共済加入者の負担が急変して高くなる可能性がある。逆に水稻、畑作なんかで言えば、天災等が非常に少なく、病虫害の関係で、長期間の中で平均を出せば加入者の負担が少なくなると、そういうような考え方で、この年数というのが設定されているような理解もできるということですね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 申し訳ございません。

国に確認したわけではないので、それが正しいのかどうかということも、この場では、ちょっと、申し訳ないんですけども、そういうふう思うというだけのことでございます。

この平準化というのではないんですけども、やっぱり被害を受けている方と…受けている…被害を出される方と、全く被害がないといわれる方の掛金の負担の公平性を保つという意味での危険段階別の掛金率でございます。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号、畑作物共済の危険段階基準共済掛金率の改定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 14. 議案第 49 号 町有財産の無償貸付けについて（旧栄町公民館土地）

日程第 15. 議案第 50 号 町有財産の無償譲渡について（旧栄町公民館建物）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 14 に入ります。  
日程第 14 及び日程第 15 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 14、議案第 49 号、町有財産の無償貸付けについて（旧栄町公民館土地）及び、日程第 15、議案第 50 号、町有財産の無償譲渡について（旧栄町公民館建物）を一括議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 49 号、町有財産の無償貸付について、及び、議案第 50 号、町有財産の無償譲渡について、提案のご説明を申し上げます。

本件は、佐用町佐用字間島田 2892 番 8 の土地の無償貸し付け及び建物の無償譲渡に関するものでございます。

該当の町有財産は、障害者の地域活動支援センターあさぎり作業所として平成 21 年 4 月 1 日から、NPO 法人あさぎりにより運営されてまいりましたが、経営難により施設の運営を続けていくことが困難な状況となり、今後、地元の社会福祉法人佐用福祉会が事業を引き継ぎ、地域の障害者福祉向上のため、あさぎり作業所を運営することとなりました。

施設の運営に当たっては、町においても、佐用町地域活動支援センター事業補助金交付要綱に基づき補助しているところでございますが、大変厳しい経営状況が予測されるところでございます。

このような状況を鑑み、土地については無償貸し付け、建物については、昭和 25 年の建築から 68 年目を迎える木造建築であり、今後、町において長寿命化を図ることは、困難な建物であるため、社会福祉法人佐用福祉会へ無償譲渡し、障害福祉の向上に資する事業を支援いたしたいと考えております。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
ただ今議題にしております議案第 49 号及び議案第 50 号につきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第 14、議案第 49 号、町有財産の無償貸付けについて（旧栄町公民館土地）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） どちらも障害者の方が利用されておりますけれど、何名の方がされて、1 年間の延べ人数が、ここで活動された方の数とかは、つかんでいらっしゃいますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 総務課長。

総務課長（森下 守君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

平成 28 年度の決算状況しかわからないんですけど、NPO 総会の資料を見ましたら、佐用町の方が 14 名。14 名が登録されております。

それから、この作業所につきましては、町外からも来れます。町外にも行くことができますんですけど、1 名の方が上郡のほうから来られております。上郡町から 1 名。

計 15 名の方が登録されております。

ただし、年間の延べにつきましては、非常に来られる日とか、こられない日、それぞれありますので…

〔「13 と 1」と呼ぶ者あり〕

総務課長（森下 守君） もとへ、訂正します。

13 名と 1 名でございました。佐用町内が 13 名、それから町外が 1 名です。

それから、登録はそうなんですけど、やはり個人さんの、それぞれ体調等がございますので、それ掛ける開設日というわけにはいきませんので、登録者がそういうことで活動されているということがございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 49 号、町有財産の無償貸付けについて（旧栄町公民館土地）を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 49 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 49 号、町有財産の無償貸付けについて（旧栄町公民館土地）は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 50 号、町有財産の無償譲渡について（旧栄町公民館建物）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実態が、ちょっと、よう把握していないので教えていただきたいんですけど、先ほど、提案説明の中で、結構、年数が経っているということで説明があったかと思うんですけど、耐震化でありますとか、そこを利用される障害者の方の、そういう安全面とか考えると、そこらへんは、この建物として無償譲渡するわけですから、町としての責任はなくなるんですが、そういう建物を活用した、これからの地元の方が活用していく上で、何か、そういう計画とか、そこらへんは、どういう状況になっているんでしょうか。伺います。

[総務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） この建物につきましては、平成 20 年に旧栄町の公民館ということで、町が買い取りをさせていただいております。これには、栄町公民館の移転のいろいろ絡みがありましたので、その詳細しますと、話が長うございますけど、そういった形になりました。

そのきっかけになりましたのが、あさぎり家族会のほうが、従来は佐用高校の西側に 1 軒の民家をお借りして活動しておったんですが、非常にそこも古い、トタンぶきの多分建物だったと思いますけど、そういう施設がございまして、こちらのほうに移転した時、ちょうど時期が重なって、いい物件がありあさぎり作業所が利用できるようになり、なおかつ NPO になったという、NPO に立ち上げていただいて事業展開をしていただいたというのが、簡単でございます。概略の内容なんですけど。

建物につきましては、もうその当時から古うございました。ただ、古うございましたけど、栄町の方々によって維持管理をしておられましたので、その点は、問題なしに利用等もでき、入る時にも一部床等の改修も含めながら、NPO あさぎりの方が、その後、利用をされております。

建物につきましては、木造平屋建てということでございますので、年数的には 60 数年は経っておりますけど、その点は、しっかりした状況であります。

それで、僕も床を上げた状況の中も見させていただきましたけど、非常にその点は、しっかりしておりました。

ただ、今後は、屋根がスレートぶきだったように思います。それから、周辺の壁は、波板トタンを巻いている状態で、この点については、老朽化等はしておるんですけど、基礎

等もしっかり周辺は基礎をつけておりますので、耐震の面では、絶対というのはございませんけど、今後、何年かは対応できるのではないかと。

また、そのへんにつきましては、佐用福社会のほうが、今後は、維持管理等もしっかりしていただけるものという判断の中で、今回、無償譲渡をさせていただくということになっております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 50 号、町有財産の無償譲渡について（旧栄町公民館建物）を、採決します。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 50 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 50 号、町有財産の無償譲渡について（旧栄町公民館建物）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。  
次の本会議は、明日、3月14日、水曜日午前10時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。  
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前11時53分 散会

---